

平成 12 年 10 月 26 日制定  
 平成 21 年 5 月 6 日一部改正  
 平成 25 年 4 月 1 日一部改正  
 平成 28 年 10 月 1 日一部改正  
 平成 31 年 4 月 1 日一部改正

一般財団法人愛知県建築住宅センター評価業務料金返還等に関する規程

(返還の額)

第 1 条 一般財団法人愛知県建築住宅センター評価業務規程第 17 条に定める建設住宅性能評価の取下げ及び一般財団法人愛知県建築住宅センター評価業務約款第 5 条の契約解除（以下、「取下げ等」という。）を行った場合の返還の額は、下表の（い）欄の申請の取下げ等を行った時期に応じた（ろ）欄の率に当該申請料金を乗じた額とする。ただし、戸建住宅においては、第 4 回の現場検査を実施した日以降及び共同住宅等においては、竣工時(最終回)の現場検査を実施した日以降は、料金を返還しない。

(い) 欄 申請の取下げ等を行った時期		(ろ) 欄 当該申請料金に乗ずる率 ※1
戸 建 住 宅	建設住宅性能評価の申請書をセンターが受理した日から第 1 回の現場検査の日の前日まで	0.95
	第 1 回の現場検査を実施した日から第 2 回の現場検査の日の前日まで	0.70
	第 2 回の現場検査を実施した日から第 3 回の現場検査の日の前日まで	0.45
	第 3 回の現場検査を実施した日から第 4 回の現場検査の日の前日まで	0.20
共 同 住 宅 等	建設住宅性能評価の申請書をセンターが受理した日から第 1 回の現場検査の日の前日まで	0.95
	第 1 回の現場検査を実施した日から竣工時(最終回)の現場検査の日の前日まで	$1 - \{(J \div N \times 0.95) + 0.05\}$ ※2

※1 変換する額は、千円未満は切り捨てとする。

※2 J は、申請の取下げ等の日までにすでに実施した現場検査の回数とし、N は、当該住宅等が受けるべき現場検査回数とする。

(返還通知)

第 2 条 取下げ等により前項の返還の額を返還する場合は、申請者又は代理人と協議のうえ、別記様式により返還の額を通知し、銀行等の振込みにより返還するものとする。

附則

この規定は、平成 12 年 10 月 26 日より施行する。

この規定は、平成 21 年 5 月 6 日より施行する。

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する  
この規定は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

別記様式

年 月 日

様

住 所 名古屋市中区栄四丁目3番26号  
氏 名 一般財団法人 愛知県建築住宅センター  
理事長 印

建設住宅性能評価の手数料の返還について（通知）

このことについて、下記の建設住宅性能評価の取り下げに伴い、一般財団法人愛知県建築住宅センター評価業務料金返還等に関する規程に基づき、当該申請料金を返還します。

記

1. 受 付 年 月 日

2. 受 付 番 号

3. 申 請 者

4. 住 宅 の 位 置

5. 住 宅 の 名 称

6. 領収済申請料金 円(税込)

7. 返 還 料 金 円(税込)

8. 手 数 料 返 還 先

振込先金融機関名	口座種別	口座番号	口座名義人
	普 当		

問い合わせ先： 評価審査課

TEL(052)264-4052 FAX(052)264-4088